

令和6年能登半島地震により被災された方の後期高齢者医療保険料の減免について

次の要件に該当する被保険者を対象に、後期高齢者医療保険料の減免を行います。(申請が必要です。)

【対象者】

後期高齢者医療制度の被保険者のうち、令和6年能登半島地震で被災されたことにより、以下のいずれかに該当する方

1. 居住する住宅に損害を受けた方
 2. 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方
 3. 主たる生計維持者が行方不明となった方
 4. 主たる生計維持者以外で行方不明となった方
 5. 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、給与収入（※）又は山林収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する方
 - ・事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
 - ・前年の合計所得金額が1,000万円以下
 - ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計額が400万円以下
- ※5については、令和6年7月からの申請受付とします。

【減免額】

対象となる要件	保険料の減免割合
1. 居住する住宅が全壊となった方 2. 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方 3. 主たる生計維持者が行方不明となった方	全額
1. 居住する住宅が半壊、中規模半壊、大規模半壊又は床上浸水の損害を受けた方	2分の1
4. 主たる生計維持者以外の被保険者で行方不明となった方	行方不明となった被保険者分の後期保険料額
5. 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる方	下記の計算方法により算出

※要件5の場合の減免割合計算方法

$$\text{減免額} = \text{対象保険料額} (A \times B \div C) \times \text{減免割合} (d)$$

A：同一世帯に属する被保険者各々の保険料額

B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等の前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が複数ある場合はその合計額）

C：主たる生計維持者及びすべての被保険者の前年の合計所得金額

※要件 5 の場合の減免割合 (d)

主たる生計維持者の前年の合計所得 (※)	d : 減免割合
300 万円以下	10 分の 10
400 万円以下	10 分の 8
550 万円以下	10 分の 6
750 万円以下	10 分の 4
1,000 万円以下	10 分の 2

※主たる生計維持者が事業等の廃止又は失業した場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、保険料額の全部を免除

【減免の対象となる保険料】

令和 5 年度分及び令和 6 年度分の後期高齢者医療保険料のうち、令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に納期限が設定されているもの

※主たる生計維持者又は同一世帯の被保険者が行方不明となった場合で、令和 7 年 3 月 31 日までの間にその行方が明らかとなったときは、行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険料が対象となります。

減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、保険年金課にお問い合わせください。

問い合わせ

〔 射水市 保険年金課 高齢者医療係
0 7 6 6 - 5 1 - 6 6 2 8 〕